

# 「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入 及び実施のためのガイドライン」について

情報通信機器を活用して、働く者が時間と場所を自由に選択して働くことができる働き方であるテレワークは広がりを見せてきており、次世代のワークスタイルとして期待されています。

そのような中で、事業主と雇用関係にある労働者が自宅で業務に従事する場合（在宅勤務）、業務に従事する場所が自宅であることや、労働者の勤務時間帯と日常生活が混在せざるを得ないことなどから、労働基準関係法令の適用関係等を整理し、適切な労務管理が行われることが必要となっています。

このため、厚生労働省では、平成16年3月に「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を策定したところですが、今般内容をより明確化するため改訂を行いました。



在宅勤務制度の導入を検討している事業主の方々は、このガイドラインを十分ご理解いただき、適切な労務管理に努めていただくようお願いします。

また、既に導入している事業主の方々も、このガイドラインにより、制度の再点検等を行い、適切な労務管理に努めていただくようお願いします。